

檜原村有料広告掲載取扱要綱

令和4年9月30日

要綱第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、檜原村広報紙の「広報ひのはら」への広告掲載及びインターネット上に公開する檜原村ホームページへのバナー広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告内容の制限)

第2条 広告の掲載については、行政広報媒体として公共性、中立性及び品位を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの及び社会通念上問題のある広告、反社会的活動を助長するもの
- (2) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反し、また反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、選挙又は宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
- (5) 投機的内容、又は射幸心を著しくあおる内容のもの
- (6) 出資者及び出資の募集広告
- (7) 風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、児童及び青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
- (8) 消費者金融、債権取立て、回収等に関するもの
- (9) 村税及び公共料金等を滞納している者の広告
- (10) 前各号に掲げるもののほか、村長が適当でないとするもの

(掲載順位)

第3条 広告は、村内に事業所等(本社、支店、営業所、店舗等をいう。)を有する者を優先し掲載するものとし、掲載する広告の順位を決定する場合は、原則として申込みの順位とするが、期日及び期間を限定するもの並びに公共性の高い広告については、先に申込みがあったものと調整できるものとする。

(掲載数)

第4条 広報紙への広告は、当該月に最大10枠までとし、ホームページへの広告は、最大8枠までとする。ただし、村長が特に認めた場合

は、この限りでない。

(掲載位置)

第5条 広告を掲載する位置は、広報紙については総務課長が、ホームページについては企画財政課長が決定する。

(掲載希望の募集)

第6条 広告掲載の募集は、広報紙及びホームページへの掲載等により行うものとする。

(掲載申込み方法)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)が広告掲載の申込みをするときは、掲載希望月の1か月前の初日(休日の場合は休み明けの平日)までに檜原村有料広告掲載申込書(様式第1号)に必要な書類等を添えて村長に提出しなければならない。

(掲載決定)

第8条 村長は、申込者から広告掲載の申込みがあったときは、速やかに当該広告の掲載の可否を決定し、申込者に対し檜原村有料広告掲載決定通知書(様式第2号)若しくは、檜原村有料広告不掲載決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(広告主の責任)

第9条 広告のデザイン及び制作費については広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)が負担することとし、その内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告の仕様及び広告掲載料)

第10条 掲載する広告の仕様及び広告掲載料(以下、掲載料という。)については、別表のとおりとする。

(掲載料の納入)

第11条 広告主は、広告掲載の決定の日より20日以内に、村長が発行する納付書により掲載料を納入しなければならない。ただし、10日目が、檜原村の休日に関する条例(平成元年条例第9号)第1条に規定する休日にあたる場合は、その翌日とする。

(掲載料の還付)

第12条 既に納付された掲載料は原則還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 村の都合により広告を掲載することができなくなった場合

(2) 村長が正当な事由であると認めるとき

(広告掲載の取消し)

第13条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、広告の掲載を取消することができる。

(1) 指定する期日までに広告の掲載料を納入しなかった場合

(2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合

(3) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合

(広告掲載の取消し禁止)

第14条 広報紙の場合、広報紙発行日の10日前以降は、原則として
広告掲載の取消しはできないものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(檜原村広報紙及びホームページへの有料広告掲載要綱の廃止)

2 檜原村広報紙及びホームページへの有料広告掲載要綱（平成19年
要綱第2号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱による改正前の檜原村広報紙及びホームページへの有料広
告掲載要綱第7条から第13条の規定により掲載された広告について
は、なおその効力を有する。

別表（第10条関係）

種類	掲載規格	掲載期間	掲載料
広報紙	縦6.0cm×横 8.5cm	1か月	村内広告主 2,000円
			村外広告主 3,000円
		3か月	村内広告主 5,000円
			村外広告主 8,000円
		6か月	村内広告主 10,000円
			村外広告主 15,000円
	縦6.0cm×横1 7.0cm	1か月	村内広告主 4,000円
			村外広告主 6,000円
		3か月	村内広告主 10,000円
村外広告主 16,000円			
6か月	村内広告主 20,000円		
	村外広告主 30,000円		
ホームペー ジ (バナー広 告)	縦40ピクセル× 横175ピクセル 4キロバイト以内 JPEG又はGIF形式 (静止画のみ)	1企業等に つき1枠と し、掲載期 間は1か月 単位とする (最大6か	村内広告主 月額2,000 円 村外広告主 月額15,00 0円（同一の広告を6か月間 継続して申込する場合は、月 額12,000円）

		月まで。ただし、終期は当該会計年度末日まで。)	
--	--	-------------------------	--